

当翻訳は、法務省入国管理局による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご注意ください。

イエメン人権報告書 2017 年版

概要

イエメンは共和国であり、大統領、議会、及び独立の司法が憲法に定められている。2012 年、前副大統領のアブド・ラッボ・マンスール・ハーディ (Abd Rabbuh Mansour Hadi) が与野党により総意に基づく唯一の候補者として大統領に選ばれた。有権者の 3 分の 2 が投票してハーディを大統領とし、任期 2 年を託した。彼が率いる暫定政府は、女性、若者、マイノリティーなど、排除されている集団にまで政治参加を拡大しようとした。2014 年、前大統領のアリー・アブドラー・サーレハ (Ali Abdullah Saleh) に忠誠を誓う部隊と連携したフーシ派部隊が首都サナアを占拠して、フーシ派部隊とハーディ政府の 3 年にわたる内戦に火を付け、これは 2017 年末まで続いた。

文民当局は治安当局を有効に統制していなかった。フーシ=サーレハ派反政府勢力は治安組織と国家機関の大半を支配した。家族、部族、党、派閥の実力者達が互いに張り合っていることも政府の権威を弱めた。

2014 年、フーシ派の反乱によって、ハーディ政府は「統一政府」に向けた国連主導の和平協定への署名を余儀なくされた。2015 年 1 月、フーシ派部隊が大統領宮殿を占拠すると、ハーディ政権は退陣した。2015 年 2 月、フーシ=サーレハの部隊は議会を解散し、代わりに、前大統領、アリー・アブドラー・サーレハの政党、国民全体会議 (GPC) と組んで最高革命委員会 (Supreme Revolutionary Committee) を設置した。ハーディは自宅監禁から脱出してアデン (Aden) 市に逃れ、そこで、サナア市での措置はすべて憲法違反であると宣言して大統領としての自分の地位を再確認した。さらに、2014 年の国民対話会議の原則を守る決意を示し、イエメンの政治プロセスを守ることを国際社会に呼びかけた。2015 年 3 月、フーシ派部隊は南部イエメンで攻撃を開始してアデン市に入り、その結果、ハーディはサウジアラビアへの逃亡を余儀なくされた。2015 年 3 月、サウジアラビアに率いられた軍事連合がハーディ政府に代わって「決意の嵐 (Decisive Storm)」作戦を開始した。サウジの率いる連合軍はフーシ=サーレハ派反政府勢力に対する空と地上からの作戦を 2017 年を通して続けた。12 月 2 日、サーレハは公にフーシ派と決別し、連合勢力との協力を受け入れたが、2 日後、フーシ派部隊に殺された。

フーシ=サーレハ派反政府勢力に帰せられ、そして時には政府当局若しくは国内の様々な武装勢力に帰せられる最も重大な人権問題として、例えば次のものがあげられる：司法外の殺害、強制的失踪及び誘拐；拷問の報告；厳しく、生命を脅かす刑務所の状況；恣意的な逮捕及び勾留；プライバシー権の恣意的侵害；表現、報道、集会、結社の自由の抑圧；市民が自由で公正な選挙を通じて政府を選べないこと；同性同士の性行為の犯罪化（法律が施行されているわけではないが）；子供を兵隊として採用し使うこと；人身売買（強制労働を含む）。

ハーディ政府は人権侵害を行った当局者を捜査、起訴、処罰する措置をとったが、刑事免責がなくならず広範囲にわたった。フーシ=サーレハ派の政府機関への影響力がハーディ政府の捜査遂行能力を甚だしく阻害した。

フーシ=サーレハ派反政府勢力、部族民兵、好戦的な分離論者分子、アラビア半島のアルカイダ (AQAP)、ISIS の支部などの非国家主体が著しい虐待を行ったと伝えられている。起訴にまで至る措置はほとんどなかった。サウジが主導する連合軍の空爆の結果、複数のケースで民間人が犠牲となりインフラが破壊された。反政府勢力が制圧した港への商業用と援助用の出荷に対するハーディ政府と連合軍の許可遅延又は不許可とフーシ派反政府勢力その他による措置が、地上での支援物資配送を混乱させた。

第 1 節 以下からの自由を含む個人の完全性の尊重

日本語訳は、法務省入国管理局による仮訳である。

a. 恣意的な生命の剥奪及びその他の不法な若しくは政治的動機による殺害

治安部隊の現メンバー又は元メンバーが恣意的又は不法な殺害を行ったとの報告が多数あった。フーシ=サーレハ派反政府勢力部隊による、また AQAP 若しくは ISIS との連携を主張するテロリスト、反乱グループなどの非国家主体による政治的動機での殺害が 2017 年大幅に増加した(第 1 節 g 項を参照)。

2017 年 6 月のムワタナ人権機関 (Mwatana Organization for Human Rights : ムワタナ) の発表によると、フーシ=サーレハ派反政府勢力に率いられた内務省 (Ministry of Interior) の特殊治安部隊 (Special Security Forces : SSF) の人間が 2016 年 11 月、26 歳の男をサナア市で勾留し、犯罪捜査部 (Criminal Investigation Department) に監禁したとのことである。男は 4 日間隔離された。その後、男は自殺し遺体は死体安置所にある、との話が刑務所監督官から彼の家族に伝えられた。ムワタナが入手した法医学報告書には、男は銃創で死亡したが、彼の手には火薬や血しぶきの痕がない、と記載されていた。過酷な虐待を暗示する記載もあった。

5 月 14 日、銃を持った身元不明の男がアデンのインターネットカフェで 1 人の法科学生を殺害した。南部分離論者グループと連携する現地のイスラム教徒治安部隊に所属するアル・ヒザム (Al-Hizam) は、その学生を背教徒であると非難し、彼の葬儀に出席するなどアデン市住民を脅した。

b. 失踪

2017 年、政府治安部隊やフーシ派の動き (第 1 節 g 項を参照) に批判的な政党、NGO、メディア各社に關係する人間が政治的動機に基づく失踪と誘拐に遭っている、という報告があった。フーシ=サーレハ派反政府勢力とその協力者は、一般市民である政府治安当局者の家族を勾留することもあった。非国家主体は、外国の外交使節団のために働いていると思われる人間などの外国人を標的にし、勾留した。

恣意的逮捕と強制的失踪の申し立てが 2016 年 9 月～2017 年 6 月の間に 1,037 件、政府の全国人権侵害調査委員会 (National Commission to Investigate Alleged Violations to Human Rights : NCIHVHR) に寄せられた。

多くの非公式グループが特定の目的を達成するために人を誘拐した。ムワタナの 9 月の報告によると、2016 年 9 月～2017 年 7 月の間にフーシ派当局が 8 件の強制的失踪を、ハーディ政府の率いる部隊が他の 2 件の強制的失踪をそれぞれ実行したとのことである。

メディア各社は 2016 年 10 月、サナア市で働いていたあるオーストラリアのサッカー・コーチがビデオに登場し、名前を名乗らないあるグループに誘拐されたと訴えたことを報じた。彼は 5 月に釈放された。

c. 拷問及び他の残虐な、非人道な、若しくは品位を傷付ける扱い若しくは刑罰

憲法は拷問及びその他の虐待を禁じている。拷問の包括的定義が法律に定められているわけではないが、拷問行為に対しては最長 10 年の懲役刑を科してもよいと定められている。

NCIAVHR によると、拷問及びその他の形の虐待はフーシ=サーレハ派の勾留施設では一般的であり、フーシ=サーレハ派反政府勢力により普通に行われている。NCIAVHR は、2016 年 9 月～2017 年 6 月の間に 386 件の拷問の通報があったと表明した。

2017 年 6 月、ヒューマン・ライツ・ウォッチ (Human Rights Watch : HRW) と AP 通信社 (Associated

Press) はともに、ハーディ政府と連携し、アラブ首長国連邦 (United Arab Emirates : UAE) の治安要員の指導を受けたムカッラー (Mukalla) 市とアデン市のヒドラミ・エリート (Hadrarni Elite) 部隊、セキユリティー・ベルト (Security Belt) 部隊、及び部族戦闘員による拷問があったとの申し立てを報告した。報告によると、これらの部隊は何十人ものイエメン人を UAE が運営する秘密収容施設にまで拉致し、そこで拷問が行われたとのことである。拷問の報告は、被勾留者をポールに縛り付け、回転させて、周囲から火、電気ショック、鞭打ちで責め立てる、などというものであった。UAE 政府は秘密収容施設の存在と、尋問での囚人に対する拷問を否定した。ハーディ政府は、拷問と虐待の報告を調査するよう 6 人委員会に命じた。

ムワタナによると、セキユリティー・ベルト部隊は 2016 年 12 月、道に迷って検問所に助けを求めてきた 15 歳の少年を勾留した。部隊は、AQAP のためのスパイ行為とドラッグ使用の疑いで彼を責め立てた。セキユリティー・ベルトの職員は彼を殴り、火傷を追わせた末、1 月に釈放した。

セキユリティー・ベルト部隊は 2016 年 1 月、もう一人の男を勾留した。報告によると、AQAP とのつながりを白状させようとして口、目、耳に砂を入れ、身体にタバコを押し付けたとのことである。彼は 3 月に釈放された。

刑務所及び収容施設の状況

刑務所の状況は、厳しく、生命を脅かすほどであり、国際基準を満たしていなかった。ハーディ政府の刑務所施設の管理は非常に限定的であった。政府当局者と NGO は過去何年にもわたり、過密収容、看守の専門的訓練の不足、衛生不良、不十分な司法へのアクセス、審理前の収監者と判決を受けた収監者の混在、ケース・マネジメントの不在、資金不足、インフラの悪化を、18 の中核刑務所と 25 の予備刑務所 (審理前収容施設とも呼ばれる) の問題として指摘していた。当局は身体的又は精神的な障害を持つ囚人を一般人と一緒に収容し、特別の対応をしなかった。国連人権高等弁務官事務所 (Office of the UN High Commissioner for Human Rights : OHCHR) は 2017 年、勾留施設は、過密である、建物が傷んでいる、食料と医薬品が不足しているなどの劣悪な状況にあると報告した。

2014 年、フーシ=サーレハ派反政府勢力はほとんどの刑務所を掌握すべく活動を開始し、有罪判決を受けた犯罪者を多数釈放した他、掌握していない施設からの脱獄を何度か画策した。2015 年にサナア市のフーシ派が運営する施設を訪問した、国と連携するイエメン人権侵害監視連合 (Yemeni Coalition to Monitor Human Rights Violations) の監視要員によると、フーシ=サーレハ派反政府勢力の管理下にある刑務所やその他の勾留施設は、医療又は衛生の最低基準を満たしていないとのことであった。OHCHR によると、フーシ=サーレハ派反政府勢力と連携する部族民兵 (現地では人民委員会と呼ばれる) がサナア市の少なくとも 8 か所の勾留施設を運営していたとのことであり、これにはアル・シュアブ (al-Shu'ub) 地区のハブラ (Habra)、バニ・ハシャイシ (Bani Hashaysh) 地区のハタレシ (Hataresh)、ハッダー (Haddah) 地区のアル・サワラ (al-Thawra) 及びアリ・モーセン・アル・アーマーの家 (House of Ali Mohsen al-Ahmar) などが含まれる。

地方の部族は、伝統的な部族の裁判に基づく無許可の「民間」収容施設を運営していた。部族の指導者達は「問題のある」部族の男性を民間の刑務所 (これは族長の家の部屋にすぎないことがある) に入れ、犯罪以外の行動を理由に罰することがあった。裁判も裁判での刑宣告もないまま、個人的理由や部族の理由で部族当局が人を留置する、ということはしばしばであった。

物理的状況：引き続く武力紛争は刑務所の状況に悪影響を及ぼした。観測筋によると、地方を中心にほとんどの刑務所は過密であり、衛生状態が劣悪であり、食料が不足し、飲料水が入手困難であり、医療が不十分であった。2017 年の刑務所内の人数については限られた情報しか入手できなかった。

た。

紛争が勃発する前、各地の NGO から、いくつかの地方刑務所や女性用刑務所の中には、また首都の刑務所の中にも、年少者を成人と一緒に収容しているところがあるという報告があった。習慣により、刑務所で生まれた小さな子どもと乳児は9歳まで母親と一緒に拘束されたままになっていた。刑務所当局は女性の囚人全員について、施設入所時に妊娠テストを行った。刑務所は男性の囚人と女性の囚人を隔てた。

報告によると、政治犯は拷問、虐待、その他の形の酷使に遭遇し、他の囚人は厳しい物理的状況に置かれた。元被勾留者によると、フーシ=サーレハ派反政府勢力は被勾留者を逆さ吊りにし、繰り返し鞭打ち、髪の毛を引っ張ったとのことである。

2017 年中の収監者数については確かな統計が入手できなかった（第 1 節 a 項を参照）。

運営：2014 年のフーシ=サーレハ派反政府勢力が掌握してからの刑務所運営については限られた情報しか入手できなかった。記録維持が貧弱であり刑務所と政府の間のコミュニケーションがないため、当局が刑務所内の人数を正確に推定するのは困難であった。

2014 年、「NGO の権利と自由を守る全国機構（National Organization for Defending Rights and Freedoms：HOOD）」は、刑務所の管理不届きは贈収賄と腐敗に主な原因があり、賄賂を払った囚人は良いサービスと便益を受けたと主張した。多くの囚人は、家族が罰金又は賄賂を払えなければ刑宣告を超えて長く勾留された。

囚人と被勾留者のために仕えるオンブズマンはいなかった。過去の慣行の下では、囚人は司法当局に苦情を提出できるものの、NGO の報告によれば、当局はそうした苦情を概して無視した。当局は一般に、家族が被勾留者の場所を知っている場合には訪問者が囚人や被勾留者に面会するのを許したが、治安上の犯罪で告訴された人間の家族には限定的なアクセスしか与えなかった。囚人や被勾留者が宗教上の式典に参加することは概して許可した。

HRW の 2016 年 11 月の報告によると、フーシ=サーレハが支配する司法省（Ministry of Justice）の検事総長（general prosecutor）は、フーシ=サーレハの部隊により留置された数十人の被勾留者について虐待容疑の調査と釈放を命じた。しかし、刑務所と警察の各当局は、ほとんどのケースでこの命令を無視し、被勾留者を監視する任務を帯びた当局者が刑務所にアクセスするのをしばしば阻止した。反政府勢力を後ろ盾とする最高政治評議会（Supreme Political Council）の議長、サレー・アル・サマド（Saleh al-Sammad）は 2016 年 9 月、サウジ主導の連合軍を助けた人々に恩赦を与える指令を出した。しかし、フーシ=サーレハ派反政府勢力がこの指令を有効に実施したか否かについては、ほとんど情報がなかった。

独立監視：引き続く紛争は、中立的な人権擁護監視員による刑務所の十分なモニタリングを阻んだ。

d. 恣意的な逮捕又は勾留

法律は恣意的な逮捕と勾留を禁じているが、どちらも続いた。法律は日没から夜明けまでの間の逮捕又は召喚を禁じているが、当局が何人かの犯罪容疑者を夜、正当な理由もなく自宅から連れ出したとの報告が、各地の NGO からあった。2017 年末の時点で、内務省の治安部隊はなおも大部分がフーシ=サーレハ派反政府勢力の支配下にあった。

OHCHR によると、恣意的又は不法な勾留はフーシ=サーレハ系勢力によるものが 1～6 月に 235 件、親政府系勢力によるものが 76 件起きたとのことである。

警察及び治安組織の役割

国の基幹的な治安・情報収集組織である、政治保安機関（Political Security Organization：PSO）と全国保安局（National Security Bureau：NSB）は、2014年にフーシ=サーレハ派反政府勢力の支配下に入ったが、それらの体制と活動は以前と変わっていないようであった。しかし、ハーディ政府は、国内の支配領域で PSO と NSB に対する地位を維持した。法律により PSO と NSB は内務省に直属し、それを經由して大統領の監督下にある。PSO と NSB の間の関係と協調努力は不明確であった。法律は PSO に政治犯罪と妨害行為を特定し、それと戦う任務を課している。NSB の任務の多くは明確な規定がなかった。

犯罪捜査部（Criminal Investigation Division）は内務省の監督下にあり、重要な捜査と逮捕のほとんどを行っていた。しばしば群衆の整理を担当する同省の準軍事的な SSF は、テロ対策部と同様、内務省に所属していた。国防省も、国内の混乱を鎮め国内の武力紛争に関与する部署を正式の監督下に抱えていた。

治安当局者の刑事免責はなおも問題であり続けた。この原因の一部はハーディ政府の行使する権限が限定的であったことにあり、また虐待や腐敗を捜査し起訴する有効な仕組みがないということも一因となった。SSF（特殊治安部隊）、大統領警護隊（Presidential Guard）（前共和国防衛隊：Republican Guard）、NSB、及びその他の治安組織は、表向きは内務省、国防省、大統領官邸（Office of the President）の文官当局の監督下にあった。しかし、国内の和解を推進する地域の努力が行き詰まる中で、これらの機関の文民統制が弱体化し続けた。免責の問題を増幅させるものとして、利益集団、例えば前大統領サーレハ一族やその他の部族、政党の主体が、しばしば正式の命令系統よりも非公式の経路を通じて、治安機関以上に影響力を拡大するということがあった。

逮捕手続及び被勾留者の扱い

ハーディ政府は、2015年の移転以降、裁判所と刑務所のシステムの多くに対して支配能力を喪失し、両システムとも劣悪化した。犯罪の実行中にであるか召喚状を提示してからでなければ当局は人を逮捕してはならない、と法律に定められている。その上、当局は被勾留者を 24 時間以内に法廷に召喚するか、さもなければ釈放しなければならない。勾留が必要であるか否かを判定する裁判官又は検察官は、逮捕の根拠を容疑者に伝えなければならない。当局は裁判所の命令を得ずに被勾留者を 7 日間を超えて拘束してはならないと法律に定められている。2017 年に法律が順守されたか否かについては、確かな情報がない。

法律には保釈の規定があるが、その適用についての情報はない。賄賂を受け取った時にのみ保釈を許す当局が、過去いくつかあった。法律は隔離拘禁を禁じ、逮捕されたことを家族に伝える権利を被勾留者に与え、弁護士不在時には質問に回答しないことを被勾留者に許しているが、当局がこれらの規定を順守したか否かについて、情報が入手できなかった。過去、当局はこれらの権利を必ずしも順守しなかった。政府は貧しい被勾留者のために弁護士を提供しなければならない、と法律に定められているが、そうしたことが実行されたか否かについての情報は入手できなかった。政府がそれを実行しなかったことは、過去しばしばであった。部族の仲裁人は、地方の訴訟を正式の裁判システムと無関係に処理するのが一般的であった。

被勾留者は、どの捜査機関に逮捕されたのかを知らないことがしばしばであり、捜査機関は人の勾留場所を非公式に移すことにより、頻繁に問題を複雑化させた。反政府派が支配ようになる前、治安部隊は、逃亡者の居場所を確認するまで逃亡者の親戚を人質として勾留するのが通例であった。当局は、親戚を勾留するのは、それが司法妨害をした時だけであると述べたが、人権機関はこの主張を退けた。

恣意的な逮捕：政府機関に対する権力を奪取したフーシ=サーレハ派反政府勢力は、恣意的逮捕を日常的に行った。紛争勃発の前、当局は多くの勾留者の名前を記録せず、勾留者の一部を公式の収容施設に移送せず、2017 年の間、多くの勾留者を何度も逮捕し釈放した。多くの地域では、フーシ=サーレハの部隊とその協力者が人々を恣意的に勾留し、軍事サイトなどにある仮設刑務所に監禁した。その他の非国家主体も人々を恣意的に勾留した。NGO の報告によると、フーシ=サーレハ派反政府部隊は、被勾留者の家族の訪問も法律代理人も拒否したとのことである。

2016 年 8 月、アムネスティ・インターナショナルは、フーシ=サーレハの支配する NSB の職員がサナア市のバハイ (Bahai) 教青年ワークショップにいた 65 人を恣意的に逮捕、勾留したと報告した。逮捕された 1 人は年末時点でなお監禁されていた (第 1 節 e 項を参照)。

審理前勾留：2017 年中の審理前勾留の慣行について入手できる情報は非常に限られていた。紛争勃発前、国際監視機関は、内務省により留置されている被勾留者の半分は審理を待っているか調査を控えているかであろうと推定した。告訴されないままの、又は告訴されたものの合理的期間内での公開の予備的司法審問のないままの長期勾留は、法律により禁じられているにもかかわらず一般的慣行であった。スタッフの不足、司法の非効率、及び腐敗が審理の遅延を引き起こした。

バハイ教徒のハメド・カマル・ビン・ハイダラ (Hamed Kamal bin Haydara) は 2017 年、裁判所聴聞が数回延期された末、年末時点でなお勾留されていた。NSB が彼を勾留したのは 2013 年である。伝えられるところでは、背教行為、布教活動、イスラエルのためのスパイが理由であった。ビン・ハイダラの話では、当局は勾留してから最初の 45 日間、彼を拷問したとのことであった。フーシ=サーレハ派反政府勢力は、支配権を掌握したあと彼を監禁状態のままとし、彼に対する裁判手続きを継続した。

被勾留者が法廷で勾留の合法性に異議を唱える法的資格：逮捕又は勾留された人が勾留の法的根拠について法廷で異議を申し立てる権利を与えられているかについては情報が限られていた。法律には、当局は被勾留者を 24 時間以内に法廷に召喚するか、さもなければ釈放しなければならないと定められている。また、裁判官又は検察官は逮捕の根拠を容疑者に伝えなければならないと定められている。しかし、ハーディ政府はこの法律を施行する能力を欠いていた。

ムワタナは、フーシ=サーレハ派反政府勢力により勾留された人々は受けた告訴内容を知らされないことがしばしばであると主張した。フーシ=サーレハ派が支配している裁判所から釈放命令が発行されたが、未だに釈放されていない、というケースがいくつかあった。

HRW の指摘によると、UAE が監督する部隊が運営していると言われる収容施設に人々が入れられたいくつかのケースでは、アデン検察当局が釈放命令を出したものの、それが順守されなかった。

e. 公正な公判の拒否

憲法は独立の司法を定めているが、フーシ=サーレハの支配下では司法は弱体であり、腐敗、政治的干渉、適切な法律研修の不在により妨げられた。裁判官の社会的及び政治的なつながりと時折の贈賄が判決に影響した。政府の能力不足と、裁判所の命令を時々施行したことが、特に都市以外の場所で司法の信頼性を損なった。犯罪者が司法のメンバーを脅し、困らせて、訴訟に影響力を行使した。NCIAVHR によると、2016 年 9 月～2017 年 6 月の間に 693 件の司法外起訴の報告を受けたとのことである。

裁判手続

法律は、有罪が証明されるまで容疑者を無罪と見なす。審理は一般に公開であったが、どの裁判所

も「公衆のセキュリティ又はモラルの理由で」非公開審理を行うことができる。証人と容疑者を尋問する時に積極的役割を演じる裁判官が、刑事訴訟で判決を下す。被告は出席して、弁護士と時機を逸さず相談する権利を有する。被告は自分に不利な証人に反論し、質問することができ、また自分に有利な証人と証拠を提示することができる。法律には、政府は重大な刑事訴訟で貧しい被告のために弁護士を提供しなければならないと定められているが、そうしたことがあったか否かについての情報は入手できなかった。過去、政府はそうしたケースで必ずしも弁護士を提供しなかった。法律は、被告側弁護士がその依頼人と相談し、法廷で証言し、証人及び関連する証拠を調べることを許している。被告は上訴する権利を有し、有罪を証言又は告白するように強制されることはありえない。適正な手続きが順守されたか否かについては、入手できる情報が限定的であった。

管轄の限られた裁判所が治安事件を検討する。特別刑事法廷である国家治安裁判所 (State Security Court) は、非公開審理において異なる手続きで作業し、普通の裁判所で提供されるものと同じ権利を被告に提供しなかった。被告側弁護士は依頼人の起訴内容や裁判所のファイルに十分なアクセス権を持たなかったと伝えられている。出生記録がないことが年齢証明の困難さを増幅した。これは裁判所が年少者を成人として判決を下すことにつながり、これには死刑宣告にふさわしい犯罪も含まれていたと報じられている (第6節の「子供」を参照)。

制定された裁判所に加え、犯罪以外の問題については部族の裁判システムがある。部族の裁判官 (普通は尊敬される族長) は、しばしば刑事訴訟でも部族の法律に基づいて判決を下したが、これは正式の告訴状提出のない公の告発を含むのが通常であった。部族の調停は刑罰よりも社会的一体性を重視することがしばしばであった。部族の調停は正式の裁判システムよりも部族のプロセスの結果を尊重することが多かったが、多くの人はこれを腐敗であり中立性に欠けると見なした。

政治犯及び政治的理由による被勾留者

政治的な囚人や被勾留者の報告が多数あった。反政府勢力は国家機関を掌握した後、活動家、ジャーナリスト、デモ指導者、及びフーシ=サーレハ派反政府勢力に対抗する様々な政治的な集団や組織を代表するその他の政界実力者を勾留した。被勾留者を公に告訴したわけではなく、現地の若しくは国際的な人権組織への情報提供、又はそれらによるアクセスを厳しく制限若しくは禁止した。公の告訴がないため、当局が犯罪活動又は政治活動を理由に被勾留者を監禁しているか否かの判定がしばしば困難であった。

民事上の訴訟手続及び救済方法

法律は人権侵害について、私人に対する不法行為請求などといった民事上の救済手段を追求する限定的な法的資格を定めている。そうした努力が 2017 年にあったという報告はなかった。市民は政府を直接訴えられないが、調査の開始を検察官に請願することはできる。

f. 私生活、家族関係、家庭生活、又は通信に対する恣意的又は不法な干渉

法律はこれらの行為を禁じているが、当局はこれらの干渉を続けた。人権擁護 NGO によると、反政府治安勢力は、合法的に発行された令状もなく、また司法の監督も受けないまま、家宅や民間事務所を搜索し、電話を盗聴し、個人の郵便や電子メールを読み、その他の方法で私事に立ち入った。

引き続く紛争の前、またその間ずっと、検事総長は、電話を盗聴し、個人の郵便物や電子メールを読むことを許可してほしいとの要請を直接受けていた。この慣行が続いたかどうかについては情報が入手できなかった。

当局が恣意的に強制した規則の下で、市民は内務省、NSB、及び (場合により) PSO の許可を得な

ければ外国人と結婚できない。配偶者となる外国人が、本国政府が結婚に反対しない旨を示す大使館の書簡を提供し、裁判官の署名がある結婚契約書を提示すれば、内務省は外国人との結婚を承認するのが普通であった。贈賄によって承認がスムーズに下りることはしばしばであった。現在の慣行については情報が入手できなかった。

g. 国内紛争での虐待

フーシ=サーレハ派反政府勢力は 2014 年、首都を支配下に収め、多くの政府事務所を占拠し、2015 年にはハーディ大統領とその政府を移転させた。続いて起きた紛争は年末時点でなお続いていた。国連主導の和平プロセスは、敵対行為の休止を再度確立する、年間を通しての周期的な試みを含んでいた。この努力は前に進まず、紛争は拡大し続けた。2017 年全体を通して、サウジ主導の連合軍は、UAE の積極的役割を含め、フーシ=サーレハ派反政府勢力に対する軍事作戦を続けた。

ハーディ政府は 2016 年、アデン市と南部のその他の地域で存在を再度確保した。アーメド・ビン・ダガー（Ahmed Bin Dagher）首相と内閣の一部はアデン市にとどまり、さらに何人かの閣僚をマリブ（Marib）に配置した。ハーディ大統領は国外、つまりサウジアラビアにとどまった。

2017 年を通じて、交戦する当事者が敗れ領土にとどまる中、衝突が起きた。軍の忠誠心は多くの地方勢力の間で分かれた。フーシ=サーレハ派反政府勢力、イスラー党（Islah Party）（スンニ派イスラム教徒）及びラシャド党（Rashad Party）（サラフィー、Salafi）の支持者、南部分離主義運動ヒラク（Hirak）の部族部隊と連携した武装分離論者、政府側抵抗勢力、及びハーディ政府の武装勢力の参加を得たサウジ主導連合軍のいくつかの地上部隊の間での武力衝突が国内の数箇所に拡大した。AQAP などのテロ集団が、政府の代表者及び施設、フーシ派戦闘員、ヒラクのメンバー、及びイスラム法に違反する行動を非難されたその他の勢力に多くの破壊的攻撃を仕掛けた。

イエメンと外国の観測筋は、砲撃と空爆による市民の犠牲、及びインフラの破壊を取り上げて戦闘の全当事者を批判した。

戦闘の結果、国内の人道状況が著しく悪化した。国連によると、840 万人が飢饉のリスクに直面し、国内人口の 80%とも言われる人々が年末までに人道支援を必要とした。2017 年の間、推定 300 万人のイエメン人が国内避難民の状態にとどまった。国連の推定では、医療施設のうち機能を維持していた割合はわずか 55%であった。

イエメンは 2016 年 10 月と 2017 年 4 月の 2 回、コレラ発生に悩まされた。世界保健機関の報告によると、4 月以降、疑似患者は 964,000 人を超え、死亡者は 2,220 人を超えた。

殺害：市民の犠牲者についての情報は不完全であるが（特に、危険状態と補給品の不足のため年内に多くの医療機関が閉鎖されたことに伴い）、NGO、メディア各社、人道機関、国際機関は、引き続き衝突の全当事者による不釣り合いで無差別の武力使用としてそれらが特徴付けるものを報告した。

OHCHR によると、2015 年 3 月から 2017 年 8 月までの紛争で、子供 1,120 人を含む少なくとも市民 5,000 人が死亡し、8,700 人を超える人々が負傷した。OHCHR はさらに、2017 年前半の空襲は 2016 年全体を上回り、その結果、市民の死亡者が増加し人道的非常事態が悪化した。市民の犠牲は、フーシ=サーレハ派反政府勢力とそれに連携する人民委員会による砲撃にも起因していた。その他の死亡は、AQAP や ISIS などの武装集団による攻撃と殺害によるものであった。

年末に近い 11 月と 12 月、フーシ派の民兵が 2 発の弾道ミサイルをリヤド（Riyadh）を越してサウジアラビアに発射した。サウジのメディアは、2015 年 3 月以降、サウジアラビアとイエメンの国境

沿いでのフーシ派による攻撃で、370 人を超えるサウジ市民が死亡したと報じた。

サウジ主導連合軍の空爆により、市民の犠牲とインフラの破壊が複数の時機に発生したと報じられた。国連と、HRW やアムネスティ・インターナショナルなどの NGO はサウジ主導連合軍の活動について重大な懸念を表明し、連合軍の攻撃の一部は無差別であり、不釣り合いな巻き添え的影響を市民にもたらしたと主張した。連合軍の情報筋は、特定の爆発事件での損害は空爆によるものではなくフーシ=サーレハ派反政府勢力の部隊の砲撃によるものであると何度か報じた。フーシ派寄りのメディアからは反対の主張がしばしばなされた。戦闘が続いたため、事件後に法医学的調査をする機会が限られていた。

HRW によると、3 月 16 日、ヘリコプターが 1 機、フダイダ (Hudaydah) 市に近い紅海で多数の難民と移住者を含むソマリ (Somali) 市民を主に運んでいた民間人のボートに発砲した。女性と子供を含む 42 人が犠牲となった。サウジ主導連合軍とフーシ=サーレハ派の部隊はともに攻撃の責任を否定した。国連の調査はサウジ主導連合軍に責任を帰した。

ロイターといくつかの地元メディアの報道によると、6 月 17 日、2 回のサウジ主導の連合軍の空襲により少なくとも 25 人の市民がサアダ (Sa'ada) 市シャダ (Shada) 地区のアル・マシナク (al-Mashnaq) 市場で死亡したとのことである。

7 月 18 日、OHCHR は、サウジ主導の空襲によりタイズ (Taiz) 県のアル・アシーラー (al-Asheerah) 村で子供 10 人を含む少なくとも 18 人の市民が犠牲になったと報告した。家にいた 3 家族は、故郷の村が空襲に遭ったため移住してきた国内避難民であった。

リヤドに拠点をもち、連合軍加盟国出身の軍人と民間人 14 人から成る連合軍の合同事件評価チーム (Joint Incident Assessment Team) が、市民の犠牲者が出たと報じられているいくつかの空襲事件を調査した結果、2017 年中に攻撃された施設は正真正銘の軍事施設として標的になったと結論した。

拉致：OHCHR はその 8 月の報告書で、2015 年 7 月以降の拉致と「自由の剥奪」計 491 件を検証したと述べた。これらのうち、89%は人民委員会又は部族民兵によるもの、6%は AQAP 系勢力によるもの、5%は人民抵抗委員会又は武装集団によるものとそれぞれ言われていた。OHCHR は、3 月 24 日の時点で、ジャーナリスト 18 人を含む約 249 人が、理由もなく年間を通して国内中の勾留施設に勾留されていたと伝えられていると報告した。部族集団も、AQAP のような他の非国家主体と同様、身代金目当ての誘拐に関与していた (第 1 節 b 項を参照)。

現地の新聞記事や活動家の話も、連合軍と地方の部隊がムカッラー地区でのテロ対策の一環として人々を拉致し、恣意的に勾留し、虐待した、それには明らかにテロ組織とつながりのない人間も含まれていた、という内容であった。

物理的虐待、刑罰、及び拷問：NCIAVHR は、2016 年 9 月から 2017 年 6 月までの間に 386 件の拷問を伴うケースを聞いたとのことであった (第 1 節 c 項を参照)。

HRW は、2017 年早々にアデン市を訪問した後、4 月の声明で、フーシ=サーレハ派の部隊は居住区域を含む 6 つの行政区域で地雷を使い、このために紛争開始以降数百人の市民が死亡し不具になったようであると報告した。

2 月、イエメン地雷対策センター (Yemen Executive Mine Action Center : YEMAC) はタイズ県の港湾都市、モカ (Mokha) に近い民間用道路で急ごしらえの地雷を発見し、撤去した。そこはフーシ=サーレハ派の部隊が撤退して間もない場所であった。HRW によると、AQAP も地雷を使用したとのことである。

2015 年 7 月から 2017 年 3 月 2 日まで、YEMAC の南方支部はアデン、アビヤン (Abyan)、ラヒジュ (Lahj)、アル・ダーリウ (al-Dhale)、タイズで、フーシ=サーレハの部隊と AQAP が敷設した地雷 65,272 発 (対人用地雷 20,807 発を含む) を発見し、破壊した。

子供の兵隊：法律及び政府の方針は慣行を明確に禁止しているが、18 歳未満の子供が主として見張りや運び屋として、政府、部族、過激派の部隊のために武力紛争に直接参加した。国内の戦闘員の 3 分の 1 近くが 18 歳未満であったとの推定がいくつかある。出生記録の統一的システムがないため年齢証明が一層困難であったが、そのことが時として軍隊の年少者採用に寄与した。OHCHR は 9 月、2015 年 3 月以降については子供の兵隊の採用と使用が 1,702 件確認され、そのうち 67% がフーシ=サーレハ派の部隊によるものであり、20% が親政府系部隊によるものであると報告した。

2017 年、フーシ派及びその他の武装集団 (部族民兵、イスラム教徒民兵、AQAP を含む) は、ますます多くの子供を紛争参加者として採用、訓練、配置した。

アムネスティ・インターナショナルは 2 月の報告で、フーシ派は 15 歳という非常に若い少年を子供の兵隊として戦わせるため積極的に採用したとの見解を示した。この報告によると、フーシ派の代表者は若い少年や男に戦闘を奨励するセンターを各地で運営していた。ある情報筋は、フーシ派は各地の代表者に採用割当を課していると述べた。

「子供を救え (Save the Children)」などの国際的 NGO の報告によると、部族 (政府から武器と資金を支給されて正規軍とともに戦う部族を含む) は未成年の新兵を戦闘地域で使ったとのことである。フーシ=サーレハ派反政府勢力は、検問所に就かせ、人間の盾として行動させ、あるいは自爆犯として働かせるため日常的に子供を使った。報じられるところによると、北方部族地域の戦闘では 12~15 歳の既婚少年が戦闘員に含まれていたとのことである。部族の慣習では、既婚少年は部族に忠誠を誓うべき成人と見なされる。結果として、国際的な、また現地の人権 NGO によると、部族戦闘員の半数は 18 歳未満の若者であった。他の観測筋は、部族が少年を危険な方法で使うことは稀であり、戦闘員としてよりも見張りとして使ったと述べた。

国連安全保障理事会のイエメン専門家パネルが 2016 年 1 月に報告したところによると、アデンのどの地方戦闘集団でも、青年と子供の戦闘員は捕虜になると強姦されたとのことである。

国務省の年次報告書「人身売買報告書 (Trafficking in Persons Report)」を併せて参照されたい (www.state.gov/j/tip/rls/tiprpt/)。

その他の紛争関連の虐待：紛争当事者はいずれも、人の移動、物資、人道支援に対し日常的に厳しい制限を課した。食料不安、燃料不足、現地インフラの損傷、及び人道支援組織から弱い人々へのアクセスの不在が人道的状況の悪化に寄与した。

フーシ=サーレハ派民兵が政府機関を力づくで乗っ取り、その運営を誤ったため経済が悲惨な状況に陥り (労働者の賃金不払いや、フーシ=サーレハ派民兵が管理する検問所などで蔓延する腐敗の疑惑)、それが食糧支援の配給に深刻な影響を及ぼし食糧不安を増幅した。

反政府派が占拠した紅海の港に向かう人道目的と商業目的の支援貨物は、政府、連合軍、又は両方により通行許可を引き延ばされるか拒否された。11 月 4 日にフーシ派の弾道ミサイルがリヤド空港上空で迎撃されてから、サウジ主導の連合軍は空、海、陸上からのイエメンへの出入りをすべて封鎖し、イエメンへの商業輸入貨物と人道物資の輸送を 2 週間以上止めた。連合軍は 12 月 20 日にこの措置を取り消し、紅海の重要な港であるフダイダなど、港の再開を許可した。

民兵は食糧、医療用補給品、支援設備を積んだトラックを検問所で拘束し、主要都市への進入を阻

んだ。

医療施設や医療従事者が攻撃されるという報告があった。イエメンに関する OHCHR の 9 月の報告には、世界保健機関によると、2016 年 10 月、少なくとも 274 箇所の医療施設が戦闘により損傷したか破壊され、職務中の医療従事者のうち 13 人が死亡し、31 人が負傷したと記載されている。

国連安全保障理事会の専門家パネルは 1 月、サウジ主導の連合軍、フーシ=サーレハ軍事同盟、イエメン政府と連携する部隊など、すべての紛争当事者が病院に対する違反行為を働いたか、それに寄与したとの見解を示した。同パネルが記録したタイズ市の 3 つの事件では、武装した男達が病院のスタッフを脅して救命措置を中断させ、自分達の負傷者をまず治療せよと要求した。

市民を戦闘員の盾に使うという報告があった。フーシ=サーレハの部隊は、連合軍による空襲の脅威にさらされた軍野営地と弾薬庫で捕虜を人間の盾として使ったとのことである。

第 2 節 市民的自由の尊重

a. 報道を含む表現の自由

憲法は、報道機関などについての表現の自由を「法律の許す範囲で」定めているが、新聞・出版法（Press and Publications Law）はジャーナリストに国の結束を支えることを求め、国の長に対する批判を禁じている。反政府派は定められたこの権利を順守せず、政府はこの権利を施行する能力を持たなかった。

表現の自由：フーシ=サーレハ派反政府勢力は自分達を批判する発言を抑え込んだ。

12 月 2 日、フーシ派反政府勢力は、前大統領アリー・アブドゥラー・サーレハと関係するテレビ局、イエメン・トゥデイ（Yemen Today）のスタッフなど 41 人以上のメディア職員を拘束した。41 人全員が 12 月 13 日に釈放された。また、国内ジャーナリストのシンジケートによると、フーシ派は「敵対的」と見なすメディア職員の名前を首都周辺の区域検問所に掲示したとのことである。

2016 年 2 月、フーシ=サーレハ派反政府勢力はアル・サーフ・ニュース（al-Sahwa News）の編集者、アブドラ・アル・ミネフィ（Abdullah al-Minefi）をダマール（Dhamar）の自宅から拉致した。国境なき記者団（Reporters without Borders）によると、彼はまだ釈放されていない。

報道の自由：紛争勃発の前、暫定政府は放送とテレビのチャンネルを規制する法律を承認した。多くの国内民間放送局はメディア制作会社認可を得て活動しており、いくつかの放送局は国内視聴者向けの放送を国外から発信していた。

7 月 19 日の国連の報告によると、サウジ主導の連合軍は国連支援用の航空便でサナアへ向かう BBC のジャーナリスト 3 人を阻んだとのことである。

11 月、サウジ主導の連合軍は CBS のシックスティ・ミニッツ（60 Minutes）のクルーのイエメン入国を 3 度（1 度は船、2 度は飛行機）阻止した。クルーはハーディ政府とフーシ派反政府勢力からビザを取得していると話したが、連合軍の命令により退去させられた。

暴力と嫌がらせ：国際ジャーナリスト連盟（International Federation of Journalists）の会員、イエメン・ジャーナリスト・シンジケート（Yemen Journalists Syndicate）によると、ジャーナリストに対する暴力と嫌がらせのキャンペーンはフーシ派民兵とサーレハに忠誠を誓う部隊が関与していた。政府は暴力と嫌がらせに対しジャーナリストを保護する相当の措置をとれなかった。

フーシ=サーレハ派反政府勢力がフーシ派に反対する活動家、ジャーナリスト、政治指導者の家に行き、逮捕その他の手段を使って反対者と思う人々を怯えさせ反対意見を黙らせる、という事例が複数あった。HRW によると、当局は、捕らえる人間から見てフーシ派の運動に反対と思われる集団に加入しないと約束する契約に署名するよう勾留者に強制することがしばしばであった。

イエメン・ジャーナリスト・シンジケートの報告によると、フリーランスのジャーナリスト、アブデル・ラヒーム・モーシン (Abdel-Raheem Mohsin) は、内戦を扱っている頃の 8 月 22 日、タイズ市の近くで拉致された。モーシンの家族によると、平服を着、銃を持った男達がアル・ラヒダ (al-Rahida) 地区の検問所で彼を検査し、いずこかへ連れ去った。彼の居所は年末時点でなお不明である。

検閲又は内容の制限：2017 年、フーシ派が支配している通信省 (Ministry of Telecommunications) とインターネット・プロバイダーは、フーシ派の意図に批判的であると当局が見なすウェブサイトとドメインを組織的に封鎖したと伝えられている。

中傷 / 名誉毀損取締法：「国の長を務める人」に対する批判、「人々の間に反対意見と分断」を拡散する可能性のある「虚偽情報」の発表、「イエメン革命の原理に反する考えの拡散」につながる可能性のある資料、並びに「アラブ、友好国、又は両者の関係を損なう意図のある虚偽のストーリー」は犯罪であると法律に定められている。

イエメン・ジャーナリスト・シンジケートは 10 月、フーシ派により勾留されているジャーナリスト 10 人の審理が国家治安裁判所で行われると伝えた。同シンジケートはジャーナリスト達を治安裁判所で起訴する決定に反対を唱え、治安裁判所はジャーナリスト達に弁護の権利を与えず公正な裁判の最低条件を備えていないと主張した。

非政府系勢力の影響：フーシ=サーレハ派反政府勢力と AQAP は、表現の自由と報道機関のメンバーを暴力と嫌がらせによって抑圧した。フーシ=サーレハ派反政府勢力は、通信省など報道と通信を管轄するいくつかの省を支配した。同勢力はその立場を利用して、以前は政府により運営されていた放送と活字のメディアが取り上げるべき項目を選び、自派に批判的な報告を許可しなかった。

メディア各社に対する一連の虐待は、フーシ=サーレハ派反政府勢力、親政府系人民抵抗部隊、及び部族民兵が関与していた。国境なき記者団によると、15 人以上のジャーナリストが年を越してもなおフーシ派反政府勢力に監禁されたままであり、2 人は戦闘で死亡したとのことである。4 月、フーシ派はジャーナリストのヤーヤ・アブデルラキブ・アル・ジュバイヒ (Yahya Abdelraqib al-Jubaihi) を敵国のスパイであったという罪で死刑の判決を下した。9 月、フーシ派部隊はアル・ジュバイヒを健康問題を理由に釈放した。

インターネットの自由

政府にはインターネットの自由を守るだけの能力がなかった。検閲がインターネットの自由に影響したのであり、フーシ=サーレハ派反政府勢力がサイバースペースに侵入したという目立ったケースはなかった。フーシ派の支配下にある公共通信公社 (Public Telecommunications Corporation) は、反政府勢力の政治課題にとって危険と考えるウェブサイトやインターネット・ドメインへのユーザー・アクセスを組織的に妨害した。

国際電気通信連合 (International Telecommunication Union) によると、2016 年時点で人口の 24.6% がインターネットを使用し、5.5% が家にインターネット接続を備えていた。

メディア各社の報告によると、モバイル・メッセージのアプリケーション、WhatsApp、Youtube、及び Twitter がフーシ派の支配地域とハーディ政府の確保地域の両方で妨害されている模様だとの

ことであった。フーシ派が支配している通信省は、サイトは妨害されているのではなく、むしろ、紛争によるインターネット・サービスの局地的混乱と通信インフラの損傷のためオフラインなのだと主張した。

学問の自由と文化的行事

治安と時々ある物議を醸すスピーチについて政府がなお懸念していることを反映して、NSB はキャンパス内の恒久的事務所を維持した。高等教育省（Ministry of Higher Education）と学術機関にいる政党関係の職員は、大学の教授と管理者を政治的に受け入れ可能であるかという視点から採用前に審査し、一般に特定政党の支持者を優遇した。カリキュラムが検閲される、あるいは教授や学生が制裁を課されるといった事例は報告されなかったが、支配権獲得後のフーシ派及びその他の勢力によるキャンパスへの侵入と教職員の勾留は、反対者と見なす彼らを怯えさせるためのもののようであった。

b. 平和的集会及び結社の自由

法律は平和的集会と結社の自由を定めているが、政府には、そうした権利を保護する能力がない。

平和的集会の自由

法律は平和的集会の自由を定めている。政府はフーシ=サーレハ派反政府勢力とその協力者による集会の自由の侵害を防止できなかった。それらは、国の様々な場所で、デモと抗議に対して武力行使をもって応じ、それは度を越すこともあった。

結社の自由

法律は結社の自由を定めているが、それを保護する能力は政府になく、フーシ=サーレハ派反政府勢力が NGO に嫌がらせをして閉鎖したと報じられている。法律は結社と設立を規制し、NGO の設立と活動を定めている。当局は登録を毎年行うことを義務付けた。法律は登録された NGO の税と関税を免除しており、政府に対しては NGO の登録を拒否する理由（NGO の活動は国にとって「有害」と考える、など）を示すことを義務付けている。法律は NGO が政治又は宗教の活動に参加することを禁じている。法律は NGO の外国からの資金調達を認めている。法律は NGO 内部の選挙を監視するように政府に義務付けている。2017 年に NGO 登録の試みがあったという既知の事実はない。

c. 信教の自由

国務省の「世界の信教の自由に関する報告書」を参照されたい（www.state.gov/religiousfreedomreport/）。

d. 移動の自由

国内移動、国外渡航、国外移住、帰還の自由が法律に定められている。

2014 年以前、暫定政府は国内避難民、難民、帰還難民、庇護希望者、無国籍者、その他の憂慮される人々への保護と支援の提供において、国連難民高等弁務官事務所（Office of the UN High Commissioner for Refugees：UNHCR）及びその他の人道支援組織と協力した。しかし、フーシ派の支配権獲得とそれに続く紛争により、国内の多くの地域は治安上の懸念から人道支援組織が行きにくい場所となった。ハーディ政府は、能力とガバナンスの問題のために、政府が支配している地域でもなお法律を施行せず、その力を持たなかった。

UNHCR によると、国の法律と方針は国際基準に合致していたが、必要な人を保護し支援する当局の能力が限られていた。フーシ=サーレハ派反政府勢力は年間を通じて即興の予測できない要件を人道支援組織に課し、そのことが同派支配地域での人道支援プログラムの実施を困難にした。

移民、難民、及び無国籍者の虐待：複数の NGO が過去何年ものあいだ報告してきたことであるが、犯罪的密輸集団が多数の「キャンプ」をイエメンとサウジの国境の市、ハラド（Haradh）の近くに建設し、そこで過激派が強奪と身代金を目当てに移民を拘束した。

UNHCR、国際移住機構（International Organization for Migration：IOM）、その他のパートナーは、収容施設へのアクセスに際し引き続き困難を味わった。UNHCR と IOM は関連の省と交渉して、勾留中の難民と庇護希望者を観察する代替りの方法を見付けた。

IOM の推定によると、到着した移民は 2016 年に 117,000 人、2017 年に約 56,000 人（9 月時点）であった。政府とフーシ=サーレハ派反政府勢力は、相手方に採用されることを恐れて移民を勾留した。政府は移民を出身国に送還できたが、フーシ=サーレハ派反政府勢力は一般に期限を定めず移民を勾留した。IOM は反政府勢力と協力して勾留中の移民を支援した。それとは別に、UNHCR と IOM は協力して、移民のために支援付き自発帰還を提供し、ソマリ人難民のために支援付き自然帰還を提供した。

国内移動：反政府勢力部隊、抵抗部隊、治安部隊、及び部族の男達は主要道路に検問所を構えた。多くの地域、特に治安が有効な中心部より外側の地域では、武装した部族の男達が自前の検問所を構えて（時には軍又はその他の治安職員と一緒に）頻繁に移動の自由を制限し、旅行者に対し物理的嫌がらせ、ゆすり、窃盗、又は身代金目当ての短期間の誘拐をしばしば働いた。紛争による道路、橋、その他のインフラの損傷も、人道支援と商業的な貨物の搬入を妨げた（第 1 節 g 項を参照）。

社会的差別は女性の移動の自由を著しく制限した。制限は場所により異なるが、女性には一般に移動の自由がなかった。いくつかの観測筋によると、サファディ（Safadi）のような保守的な場所では女性に対する制限が強いとのことであった。オックスファム（Oxfam）の報告によると、AQAP のような過激なイスラム教徒集団の支配地域では、検問所の男達がますます強硬に「マールム（mahram）」（人前では男性の親戚が付き添わなければならないという女性の文化的義務）の順守を要求する、とのことであった（第 6 節の「女性」を参照）。

サナア市を出る非イエメン国籍者はすべて、当局から旅行許可を義務付けられた。

現地観測筋によると、フーシ派の支配地域を出たイエメン人が南部イエメンに行くと、大きな差別と困難に遭遇するとのことであった。

外国旅行：過去、女性はパスポート又は出国を申請する前に、夫などの男性後見人の許可が必要であった。夫又は男性の親戚は、空港にある「搭乗拒否リスト」に女性の名前を記入することにより、女性が出国しないようにすることができた。紛争の前、当局は女性が子供と一緒に旅行する時、この要件を厳格に施行したが、当局がこの要件を施行したという報告は 2017 年にはなかった。とはいえ、女性の国外旅行に類似の制限を課そうとするフーシ派反政府勢力による試みはあった。紛争によるインフラの悪化と治安の不在を背景に、多くの女性は単独での旅行を拒否したと報じられている（第 6 節の「女性」を参照）。

国内避難民

UNHCR の 9 月のファクト・シートによると、300 万人の避難民がおり、そのうち 84%は避難期間

が1年を超えていた。IDP 帰還者は約 946,044 人いた。政府の IDP 登録システムは 2015 年の紛争拡大以降、休止状態である。

IDP は、どの行政区域からも出ており、全国に広がっている。タイズ県には特定された IDP 人口の 66% (620,934 人) が滞在しており、隣接するイッブ (Ibb) 県とラヒジュ (Lahj) 県にはそれに次ぐ 12% (111,384 人) と 6% (52,866 人) がそれぞれ滞在していた。人口移動タスクフォース (Task Force on Population Movement) によると、紛争による避難民全体の約 86% はタイズ、ハッジャ (Hajjah)、アマナット・アル・ハシマー (Amanat al-Asimah)、サアダ、サナアの各行政区域の出身であった。

人道支援組織の IDP へのアクセスは、紛争継続のため一般に限られており予測不能であったが、多くの人道支援組織は国内の複数の場所で存在を維持した。国連によると、なおも首都で機能していた人道支援組織、現地 NGO、慈善団体はサナアの IDP を食料、救護施設、非食料品によって支援した。サアダ出身の IDP は、基本的家財を購入するための現金へのアクセスが限られていると話した。

紛争当事者は人道支援物資の配給に干渉した。フーシ派の部隊は年間を通じて武装強盗を働き、車両を奪ったが、この種の制約は一般に紛争地域の病院でのことであり、支援全体に占めるその割合は小さかった。一般的治安悪化のため、憂慮される人々への人道支援組織のアクセスが制限され、いくらか予測不能であった。UNHCR によると、2,070 万人が支援を必要としていた。

食料不足が国全体で大きく拡大し、急性栄養不良の割合が IDP 及びその他の脆弱な人々の間で上昇した (第 1 節 g 項を参照)。

IOM の報告によると、大部分の IDP は親戚、友人、又は賃料の支払遅延のため頻繁に立ち退きを迫られる賃貸住宅に避難した。その他の IDP は、タイズ県とラヒジュ県を中心に、学校、医療施設、宗教建物など、公的又は民間の建物の中の、これまでにない救護施設に宿泊した。1 月から 8 月まで、UNHCR は 30,889 を超える IDP 世帯に非食料品を提供し、6,552 を超える IDP 世帯にシェルター・キットを提供した。UNHCR はさらに、IDP と滞在地コミュニティのメンバーを含む 67,000 人以上に現金で支援を提供した。

サウジ政府が運営するキング・サルマン (KS) 救援機関 (King Salman Relief Agency) は 2015 年、避難民のための臨時キャンプをアル・ワディア (al-Wadiah) 国境検問所の南 60 マイルに位置するアル・アブル (al-Abr) 地区に設置した。このキャンプは電気、空調、飲料水などのサービスを 3,000 人もの IDP に提供した。2016 年後半、この KS 救援機関は、火災や発電機の盗難などのセキュリティ問題を理由にキャンプを閉鎖することにしたが、メディアの報道によるとキャンプは年末時点でなお開いていた模様である。

難民の保護

国は紛争のあいだ国境を開いたままにし、様々な国からの難民を受け入れた。多くの難民はイエメン国内の治安と経済状況の悪化のため、ますます脆弱になった。ソマリ、エチオピア、エリトリア、その他の難民は、国の一般的貧困と危険を共有した。

UNHCR の 9 月のファクト・シートによると、国内の難民と庇護希望者は 280,000 人を超え、その大半はソマリアとエチオピアからであった。UNHCR と IOM によると、多くは仕事を求めてサウジアラビアに行こう、又は戻ろうとするところであり、国内紛争は終わったという密輸業者の虚偽情報をもとにイエメンに入ったとのことであった。戦闘のため、多くはアデンを去り、カラズ (Kharaz) や南部の町のキャンプに避難した。ハーディ政府は避難民に物理的保護を提供できず、フーシ=サー

レハ派反政府勢力が北部で、政府が南部で運営する各収容施設に多くが収容された。UNHCR の話によると、避難民は物理的、性的な虐待と拷問を受け、強制労働をさせられ、多くが人身売買の対象になりがちであったとのことであった。

UNHCR の 7 月の推定によると、紛争勃発以降、国境超えの困難と危険にもかかわらず 188,000 人を超える人々が国外に逃げ、サウジアラビアを目指す人もいれば、紅海を横切ってジブチ、ソマリア、その他の近隣諸国を目指す人もいたとのことである。国を逃れた人々の約 3 分の 1 は市民であり、他は紛争前に国内で働いていたソマリ避難民、エチオピア人、ジブチ人、スーダン人、その他の外国籍の人々であった。

送還：2016 年のメディア各社の報告によると、UAE に支援されたセキュリティー・ベルト部隊はアデンからのエチオピア人移民を本国送還し、IOM の報告によると、ハーディ政府当局は数百人のジブチ人を本国送還したとのことであった。2017 年中の本国送還については情報が入手できなかった。

庇護へのアクセス：イエメンは 1951 年難民条約とその 1967 年議定書の署名国であるが、難民認定又は庇護については法律の規定がなく、庇護希望者に保護を提供するシステムがない。過去何年か、政府は入国したソマリ人に難民認定を自動的に与えていた。フーシ=サーレハ派反政府勢力は、その支配下にある地域で難民認定の決定プロセスを引き継ごうとし、結局、多くの避難民が書類の有効期限を切らしてしまった。UNHCR は人々にアクセスして支援を提供することができ、難民の登録について解決を得るため反政府勢力と協力した。政府の支配下にある南部イエメンでは、UNHCR は政府と協力しつつ難民認定の決定を引き続き行った。

移動の自由：紛争により道路、橋、基本インフラが損傷しているため、移動の自由は難民を含む国内の誰にとっても依然として困難であった。国内の空港は大半が著しく損傷しているか商業輸送に対し閉鎖されており、そのため誰にとっても旅行は困難であり、避難民もこれに含まれる。フーシ=サーレハ派反政府勢力とハーディ政府が支配している地域では、非公式の検問所が無用な遅延を引き起こしたか、人又は物品の移動を阻んだ。

基本サービスへのアクセス：避難民は紛争が続いていたため基本的サービスへのアクセスを欠いていた。国連の推定によると、2017 年になお機能していた公衆衛生施設は約 55%にすぎない。多くは紛争により損傷したため閉鎖され、中には破壊されたものもあり、どの施設も医薬品や発電機を動かす燃料などの補給品が不足していた。

第 3 節 政治的プロセスへの参加の自由

法律は、全員が持つ平等な選挙権に基づく自由で公正な定期的選挙を通じて平和的に政府を選ぶ力を市民に与えている。紛争の勃発は政府の始めた新しい投票人登録プログラムを中断した。2014 年の紛争勃発以降、選挙が行われていない。

選挙及び政治参加

最近の選挙：憲法の要素に優先しハーディ大統領の任期を移行の終了まで延長できるようにする GCC-I(国内の和解を推進する地域的取り組み) の下で、大統領選挙は未決定のままであった。2014 年、国民対話会議 (National Dialogue Conference : NDC) 内で活動していた政党がこの延長を承認した。2014 年、フーシ=サーレハ派反政府勢力のサナアへの進入に伴う暴力をとりあえず終了し、選挙の実施と新憲法の制定を含む NDC の実施を呼びかける平和・国民連携協定 (Peace and National Partnership Agreement) に 13 の政党が署名した。

2015 年、フーシ=サーレハ派反政府勢力は、憲法は無効であると宣言し、議会を解散し、任命による最高革命委員会 (Supreme Revolutionary Committee) を最高統治機関として設置することを発表した。フーシ派と連携した GPC は最高政治評議会の設置とサナアでの議会の再招集を発表し、それに続いて「救国政府」が発表された。これらの機関は政府機関として国際的に認知されず、議会選挙は 2017 年に実施されなかった。国連主導の政治プロセスは年末時点で続いていた。

政党と政治参加：法律は政党に対し、各メンバーの資格を特定地域の居住者、又は特定の部族、宗派、階級、もしくは職業のメンバーに限らないことを求めている。2011 年の GCC-I に記載された権力分担協定は、国際的認知を受けた政府が 2015 年、反政府勢力により国から追い出されたため破綻した。

女性及びマイノリティーの参加：女性又はマイノリティーのメンバーの政治プロセスへの参加を制限する法律はなく、それらは 2012 年の 1 人候補者選挙に参加した。

ハーディ政府には女性閣僚が 2 人いる。紛争勃発の前 2014 年の NDC で取り決められた規定には、政府のあらゆる部門で女性を 30% 割り当てるという下りがあった。2013～14 年の NDC に送り込まれた代議員のうち 30% が女性であり、女性が多くの委員会や作業グループの座長となった。

NDC には、一般に「ムハマシーン (Muhamasheen)」又は「アフダム (Akhdam)」と呼ばれるマイノリティー集団 (主として東アフリカ人の血を引く民族集団) を代表する代議員が 1 人いた。紛争前のいくつかの推定によると、ムハマシーンは人口の最大 10% を占めていた。代議員 565 人のうちムハマシーンはわずか 1 人であったが、この代表就任は、このコミュニティにとって最初のことであった。

第 4 節 汚職及び政府内の透明性の欠如

法律は公務員の汚職について刑罰を定めているが、政府は法律を有効に実施できなかった。2017 年の公務員の汚職について報告があった。煩わしい刑事訴訟手続は、政治的エリートのための法制度を別途生み出す。憲法によると、副大臣又はそれ以上の公務員の犯罪捜査を行うには議会メンバーの 5 分の 1 の承認が必要である。その上で、犯罪捜査の結果を起訴のため検事総長に上申するには、議会の 3 分の 2 と大統領の許可が必要である。フーシ派反政府勢力が 2015 年に議会を解散する前、政府はこの手続を使用しなかった。

汚職：汚職文化は国内全体に行き渡っており、観測筋が報告した卑劣な不正行為は、ほとんどすべての官庁にあった。求職者が職位を購入するように期待されるのはしばしばである。税務調査官は査定を低く抑えて差額をポケットに入れると観測筋は考えていた。多くの政府高官と官公庁職員は、しなかった仕事について給与を受け取るか、同じ仕事について複数の給与を受け取った。汚職が政府調達にも影響を及ぼすのは普通のことであった。汚職と闇市場の物品は、概してフーシ派の支配地域のここかしこで、特にサナアからコントロールされる機関で増加した。

トランスペアレンシー・インターナショナル (Transparency International) など、内外観測筋による最近の分析は、汚職が政府のあらゆる部門とレベルで、特に治安部門で深刻な問題であるということと結論が一致した。国外の観測筋によると、政府高官は内部取り決め、着服、収賄によって私腹を肥やしたとのことである。政治指導者と大半の政府機関が汚職と戦うために講じた措置は取るに足りないものであった。

中央統制・監査機関 (Central Organization for Control and Audit : COCA) は、公的支出の国家的監査機関であり汚職の捜査機関である。これが 2015 年以降行った捜査で知られているものはない。

いくつかの警察署には治安部隊による虐待を調査する内務担当部署があり、市民は検察官事務所に苦情を申し立てる権限を有すると報じられていた。内務省には市民が虐待を申し立てて捜査を求めるためのファクス回線があった。同省が受けたか捜査した苦情件数についても、この仕組みがなお存在するかについても、情報が得られなかった。

兵隊や治安部隊を含む全公務員のバイオメトリック情報を集め、何万人もの詐欺的で重複した名前を給与支払簿から削除するように設計された集中登録簿を作る政府の計画は、2015年のフーシ派による武力での政権奪取のあと停止された。兵隊と治安部隊への支払いを銀行や郵便局の口座を通じて行うシステムも、政府が実施を停止した。紛争勃発の前、このシステムは、それまで兵隊に現金で支払っていた支払担当者を迂回していた。

紛争勃発の前、汚職と戦う最高国家機関（Supreme National Authority for Combating Corruption：SNACC）は苦情を受けて、汚職に対する認識を高めるプログラムを作成した。それは政府、市民社会、及び民間部門の各代表者から成る評議会を含んでいた。特に財務分析の面での能力不足がSNACCを妨げた。政府によると、SNACCは2017年、「極めて低いレベルで」活動を続けたとのことであった。しかし、苦情や送検の件数については情報が入手できなかった。NGO筋からの情報によると、フーシ派の部隊が7月、サナアにあるSNACCの建物を襲撃して、汚職防止作業を妨害しフーシ派の汚職への関与を示唆するファイルを没収したとのことであった。

資産公開：法律は、大臣、副大臣、機関の長、議会メンバー、シューラ評議会（Shura Council）メンバーがすべて、金融資産を毎年開示することを求めている。申告者は開示物をSNACCに提出して確認を求める。情報は公開されていなかった。SNACCは他の政府職員にも開示を求めることができ、虚偽情報の提出に対しては刑罰を科す。子供と配偶者の資産については、法律は開示を求めている。公務員が法律を順守したかどうかについては情報がなかった。

第5節 人権侵害疑惑に関する国際組織及び非政府組織の現地調査に対する政府の姿勢

フーシ=サーレハ派反政府勢力のような非国家主体は2017年、国内の人権NGOに深刻な嫌がらせを働いた（第2節b項も併せて参照）。国際人権グループは、否定的な報告を発表した後、ハーディ政府とフーシ=サーレハ派部隊の両方と提携しているメディアの標的になった。大半の人権グループは入国を阻止された。

国連その他の国際機関：連合軍とハーディ政府は、特にイエメン国連検証・検査機構（Verification and Inspection Mechanism for Yemen）を通じて国連と協力し、商業輸入貨物と人道支援物資の引き渡しを処理した。国連と人道支援組織によると、連合軍の引き延ばしと拒否が人々への引き渡しを妨害しているとのことである。どの当事者も支援物資を配給する国連と人道支援組織へのアクセスを許可したが、封鎖、検問所、継続する武力紛争のため、依然として障害があった。

政府の人権団体：2014年、NDC内のマルチステークホルダー作業グループは、報道と表現の自由、女性とマイノリティーの権利、宗教の多様性などといった人権に関する幅広い問題に焦点を合わせた。2015年、大統領命令番号13は、2011年以降の人権侵害疑惑をすべて調査する中立的グループとしてNCIAVHRを設置した。この委員会は、法律、司法、又は人権の経歴を持つ委員長と8人の委員から成る。

第6節 差別、社会的虐待、及び人身売買

女性

強姦及びドメスティックバイオレンス：法律は強姦を犯罪と定めているが、女性は夫との性交渉を

拒否できないとの規定が法律にあるため、配偶者の強姦を犯罪とはしていない。強姦に対する刑罰は最長 25 年の禁固刑である。政府は強姦に対する法律を有効に施行しなかった。

強姦の統計は信頼できるものがなかった。加害者を起訴できない場合、当局は強姦の被害者を情交の容疑で起訴することが法律により可能である。2017 年、強姦の訴訟で知られたものはなかった。法律により、加害者の告白がなければ、強姦に遭った人は男性の犯罪目撃者を 4 人提供しなければならない。

法律は、当局は女性を殺したとの判決を受けた男を処刑すべきであると定めている。しかし、「名誉」殺人を犯したか、態度が「下品」もしくは「反抗的」であると思う女性を暴行もしくは殺害した人間については、刑法が酌量減刑を認めている。鞭打ち、強制隔離、拘禁、早期かつ強制的な結婚などといった他の種類の性に基づく虐待は、法律に定めがない。

法律は、暴力から人を保護するという一般的表題の下で、配偶者による強姦を除く家庭内暴力に対する保護を女性に提供しているが、当局はこの規定を有効に施行しなかった。犠牲者が家庭内虐待を警察に通報するのは稀であったし、家庭内虐待のケースでの刑事訴訟は稀であった。

女性性器切除 / 女子割礼 (FGM/C): 法律は女性性器切除 / 割礼 (FGM/C) を禁止していないが、HRW によると 2001 年閣僚指示は政府機関及び医療施設でのこの慣習を禁止したとのことである。公衆衛生・人口省 (Ministry of Public Health and Population) による 2013 年人口・健康調査は、15 ~ 49 歳の女性全体のうち 19%は何らかの形の FGM/C を受けているとの見解を示した。

その他の有害な伝統的慣行: 「名誉」殺人 (家族の「名誉」を傷つけた娘又は姉妹を殺すこと) 事件が特に農村地域で発生した。当局が調査した例はごくわずかである。

セクシャルハラスメント: 法律はセクシャルハラスメントを特に禁止しているわけではないが、刑法は「恥ずべき」又は「不道德な」行為を犯罪としている。ただし、当局がこの法律を施行した例は稀である。街頭でのセクシャルハラスメントは女性にとって大きな問題であった。

人口抑制の強要: 強制中絶、不本意な不妊手術、その他の強制的人口調節法の報告はなかった。産婦死亡率と避妊普及率についての推定は、
www.who.int/reproductivehealth/publications/monitoring/maternal-mortality-2015/en/を参照されたい。

差別: 女性は生活のあらゆる面で、法律と慣行の両方に深く刻み込まれた差別に直面した。平等な保護を強制する仕組みは弱く、政府はそれを有効に実施できなかった。

女性は男性後見人の許可がなければ結婚できず、相続、離婚、子供の監護権において平等の権利を持たず、法的保護をほとんど与えられていない。雇用、与信、支払い、企業の所有や経営、教育、住居などの分野で差別を経験した (第 7 節 d 項を参照)。識字率が男性の 85%に対し推定 55%であるということが、この差別を際立たせた。

女性が病院に入院するには男性の親戚による同意がしばしば必要であった。これは、家庭の男性がしばしば不在であるか死亡している人道的状況において深刻な問題を引き起こした。

女性は裁判所で不平等な扱いを受けた。そこでは女性の証言は男性の証言の半分に相当する。

夫は法廷で理由を示すことなく妻と離婚してよい。正式の法制度では、女性は理由を示さなければならない。

外国人との結婚を望む市民は内務省の許可を得なければならない（第 1 節 f 項を参照）。外国人との結婚を望む女性は両親の同意を示す証拠を提出しなければならない。男性市民との結婚を望む外国人女性は、自分の「行いと態度が良い」ことを内務省に証明しなければならない。

女性は経済的差別を受けた（第 7 節 d 項を参照）。

子供

出生登録：市民権は子供の両親から派生する。父親がイエメン人である子供は市民である。イエメン人の女性は、父親が外国生まれである子供に市民権を与えることができるが、子供がイエメンで生まれたことがその条件である。子供がイエメンで生まれなかった場合、女性が市民権を子供に与えることを内務省が許可することが稀にあるが、父親が死亡するか子供を放棄することがその条件である。

普遍的な出生登録はなく、多くの両親（特に農村地域の）は子供を登録しないか、出生から数年経って登録した。子供が学校に登録するには出生証明書を持っていなければならないという要件は普遍的には施行されておらず、登録がないことを根拠に当局が子供への教育や医療のサービス、便益の提供を拒否したという報告はなかった。

教育：法律は普遍的、義務的、かつ授業料無料の 6 歳から 15 歳までの教育を定めている。公立学校は中学レベルまでの子供に対し無料であったが、少女を中心に多くの子供にとってアクセスは容易でなかった。就学統計については、UNICEF の 2016 年 5 月・*人道的状況報告* (May 2016 Humanitarian Situation Report) を参照されたい。

医療：社会的差別に起因して、男児が優先的に治療を受けた。

児童虐待：法律には児童虐待の定義も禁止規定もなく、その広がりについて信頼できるデータはなかった。当局は子供に対する暴力を家庭の問題と考えていた。

早期結婚及び強制結婚：早期結婚と強制結婚は重大な広範囲に及ぶ問題であった。紛争は状況を増幅させた模様であり、現地 NGO と国際 NGO によると、経済不安のため金銭的理由での強制結婚と子供の結婚が増加したとのことであった。結婚の最低年齢はなく、少女達は 8 歳という若さで結婚していた。

児童の性的搾取：法律は法定強姦を定義しておらず、合意性行為に最低年齢を定めていない。法律はポルノ（児童ポルノを含む）を禁止しているが、法律による禁止が包括的であるか否かについては情報が入手できなかった。子供の権利法（Child Rights Law）第 161 条は児童買春を犯罪と定めている。

子供の兵隊：第 1 節 g 項の「子供の兵隊」を参照のこと。

国際的な子の奪取：イエメンは 1980 年ハーグ条約（国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約）の締約国ではない。国務省の親による子供の奪取に関する年次報告書（Annual Report on International Parental Child Abduction）を参照されたい（travel.state.gov/content/childabduction/en/legal/compliance.html）。

反ユダヤ政策

約 50 人のユダヤ人がイエメンに残っていた。メディアの報告によると、イスラエルのユダヤ機関

(Jewish Agency) が 2016 年 3 月に 19 人のユダヤ人をイスラエルに移送することに成功した後は、大半がサナアの閉鎖された収容所に住んだ。紛争継続が法の施行を一層弱め、ユダヤ人コミュニティを危機状態に置いた。結果として多くがイエメンを脱出した。

国務省の「世界の信教の自由に関する報告書 (International Religious Freedom Report)」を参照されたい (www.state.gov/religiousfreedomreport/)。

反ユダヤ的資料は稀であった。イエメンのユダヤ人についてのメディアの扱いは概して好意的であった。しかし、フーシ派の運動は「イスラエルに死を、ユダヤ人に呪いを」などといった反ユダヤのスローガンを掲げ、反イスラエルの言葉使いが時々反ユダヤ的発言に滲みこんだ。フーシ派は 2017 年全体を通じてそうした資料やスローガンを広め、例えば反イスラエルのスローガンや過激主義的言葉使いを小学校教育のカリキュラムや本に加えた。

ユダヤ人コミュニティのメンバーは軍や連邦政府で働く資格を持たない。当局はユダヤ人達がイエメンの儀式用短剣を携行するのを禁止している。

人身売買

国務省の「人身売買に関する報告書 (Trafficking in Persons Report)」を参照のこと (www.state.gov/j/tip/rls/tiprpt/)。

障害者

障害者の権利とケアを命じる法律がいくつかあるが、政府はそれを施行できない。法律は障害者が障害のない人と同じ権利を行使することを許しているが、これは実際には起きなかった。社会的汚名と当局の無関心が実施への障害であった。

法律は官庁の仕事の 5% を障害者のために用意し、障害者の大学への受け入れを命じ、障害者の授業料を免除し、学校が障害者にとってアクセスしやすくなることを求めている。当局がこれらの法律をどこまで実施したかは不明であった。

障害のある子どもは公立学校に通学できるが、学校がそうした子供のために特別の便宜を図ったわけではない。

法律は、新しい建物には障害者のためのアクセスを用意するように命じているが、順守度合いは低かった。

教育機関とメンタルヘルス機関での障害者虐待のパターンに関する情報は公表されていなかった。

障害者の権利の保護は社会問題・労働省 (Ministry of Social Affairs and Labor) の管轄である。ハーディ政府は世界銀行と引き続き協力して、社会発展基金を運営することができなかったが、同省もまた障害者ケア・リハビリ基金 (Fund for the Care and Rehabilitation of the Disabled) を監督できず、同基金は限られた基本的サービスを提供し、障害者を支援する 60 を超える NGO を支えた。

国籍 / 人種 / 民族のマイノリティー

人種差別は違法であるが、ムハマシーン又はアフダムのコミュニティやムワラディーン (Muwaladeen) (両親が外国人であるイエメン人) のようないくつかの集団は人種、民族、社会的地位に基づく社会的、制度的な差別に直面した。昔から道路掃除のような賤しい仕事に就いている

ムハマシーンは、一般に暮らしが貧しく、終わりのない社会的差別に耐えた。女性が下層階級であるため襲った者が一般に刑事免責となることから、ムハマシーンの女性は特に、強姦やその他の虐待に遭いやすかった。

性的指向及び性同一性に基づく暴力行為、差別、及びその他の虐待

レズビアン、ゲイ、両性愛、トランス・ジェンダー、インターセックス（LGBTI）の人々は差別に直面し、死刑に処される危険もあったが、LGBTI の人が処刑されたという話は 10 年以上知られていない。刑法は合意に基づく同性間の性行為を犯罪と定めており、イエメンのイスラム法解釈の下で死刑を制裁として科している。

合意に基づく同性間の性行為が違法であり厳しい刑罰がありうるため、LGBTI の組織は存在しなかった。法律が差別を禁じていないため、政府は LGBTI の問題を公式に報告するほど「意味のある」こととは考えず、自分の性的指向や性同一性について率直に語る LGBTI の人はほとんどいなかった。政府は LGBTI のインターネット・サイトへのアクセスを阻止した。

HIV 及び AIDS の社会的汚名

HIV/AIDS 患者に対する社会的暴力の報告はなかったが、このテーマは社会的に微妙であり、めったに議論されなかった。HIV/AIDS 患者に対する差別は刑事犯罪であり、2017 年に差別事件が起きたという報告があったか否かについての情報は入手できなかった。

第 7 節 労働者の権利

政府による労働法の施行は、紛争が続いたため貧弱若しくは不在であった。労働法は依然有効であるが、フーシ=サーレハ派反政府勢力がその実施を管轄する省庁を掌握しており、政府はそれを施行できなかった。

a. 結社の自由及び団体交渉権

労働規約は、民間部門の有給従業員が組合に加入し団体交渉を行う権利を定めている。この保護は公務員、日雇労働者、家事使用人、外国人労働者、及び合計で労働力の大多数を構成するその他の集団には適用されない。公務規約は公務員を対象とする。法律は概して、反組合的差別から従業員を保護し、組合活動を理由にした解雇を禁じている。紛争が続いたため、政府は労働法を有効に施行する能力を欠いていた。

組合はメンバーに代わって賃金妥結を交渉してもよく、またストライキ又はその他の措置をとって要求を達成できるが、労働者がストライキを行う権利を有するのは、予め交渉や仲裁を試みて不調に終わった場合に限られる。労働者は雇用主と政府に事前通知をして、共和国組合総連合（General Federation of Unions of the Republic）事務局の事前承認書を取得しなければならない。「政治目的」のためにストライキを行ってはならない。ストライキは関係する全労働者の 60% 以上に対して提案しなければならない。そのうち 25% がストライキ実施に賛成票を投じなければならない。

政府は、結社の自由と団体交渉の権利についての法律を施行できなかった。

法律に基づく義務ではないが、組合はすべて GFYWTU 内で連合を組んでいた。GFYWTU は、政府と正式に提携しているわけではないが、唯一の公式の連合であり、政府と協力して労働争議を解決した。実際の問題として、組合のストライキをする力は、その政治的力に依存した。暫定政府の下、当局は組合と団体を、どこかの政党とつながっているのではないかとしばしば責めた。NDC

の開発作業グループ (Development Working Group) は全組合の中立性を求めた。

b. 強制労働の禁止

人間を「買う、売る、贈物として提供する、取引する」人に最長 10 年の禁固刑を定めている。この法律が取引と移動に焦点を狭く絞っているのは、法律が多くの形の強制労働を犯罪としていないことを意味する。

紛争の継続、資源の不足、及びエリート（その多くはこうした形の労働を支持した）の利益が原因となって、ハーディ政府は法律を有効に施行しなかった。

都会と農村地域の両方で、こうした慣行が多数報告された。いくつかの情報筋によると、人間を財産のように取引する動産奴隷の慣行が続いた。この慣行を詳しく示す公式の統計はなかったが、ある人権組織による 2014 年の調査はハッジャ県の 3 つの地域で 190 件の奴隷状態を文書に記録した。観測筋によると、アル・ホデイダ (al-Hodeida) 県とアル・マーウィット (al-Mahwit) 県には奴隷として売られたか相続された男、女、子供が他に数百人いるかもしれないとのことであった。いくつかの例では、雇用主が子供に家庭内労役や農業労働を（第 7 節 c 項を参照）、女性に家庭内労役や売春を強制したとのことである。移民労働者は強制労働の状況に陥りやすかった。

国務省の「人身売買に関する報告書 (Trafficking in Persons Report)」を併せて参照のこと (www.state.gov/j/tip/rls/tiprpt/)。

c. 児童労働の禁止及び最低雇用年齢

法律は児童労働を禁じているが、政府はその規制を有効に実施できなかった。社会問題・労働省内の児童労働撲滅部 (Combating Child Labor Unit : CCLU) が児童労働についての法律と規制の実施を担当した。

イエメンの最低雇用年齢は 14 歳又は義務教育修了年齢以上である。

正式に契約した 18 歳未満の子供は、1 日 6 時間以下、連続 4 時間の後に 1 時間の休憩、平日の午前 7 時から午後 7 時までを条件に働いてもよい。

児童労働は、その最悪形態も含め一般的であった。2013 年の国際労働機関の調査によると、130 万人以上の子供が労働力に参加し、そのうち 469,000 人が 5 歳から 11 歳であった。イエメンの 2012 年全国児童労働調査の結果によると、5～17 歳の子供 770 万人のうち 17% が、また 5～11 歳の子供のうち 11% が児童労働に就いていた。2014 年、CCLU のディレクターは、民間部門の企業が子供に支払った非公式の最低賃金を 1 日当たり 430～650 リアル (1.70～2.60 ドル) と推定した。

農村地域では、家庭の貧困と従来からの慣行のために、多くの子供を自給自足農業での労働に就いた。都会地域では、子供は店や工場で働き、物品を売り、街路で物乞いをした。いくつかの産業や建設現場でも子供が働いた。継続する不景気のため、数百人の子供がしかたなく危険な漁業部門に仕事を求めた。建設、鉱業、廃棄物処理め立ての危険な状況でも子供が働いたと伝えられている。HRW によると、イエメン内の全戦闘員のうち 3 分の 1 近くが 18 歳未満であった (第 1 節 g 項の「子供の兵隊」を参照のこと)。

国務省の「最悪の形態の児童労働に関する所見 (Findings on the Worst Forms of Child Labor)」を併せて参照されたい (www.dol.gov/ilab/reports/child-labor/findings/)。

d. 雇用又は職業に関する差別

労働法は、性的指向、政治的意見、国籍、社会的起源、性同一性、HIV が陽性か陰性か、その他の伝染性疾患を取り上げていない。当局は同法を統一的に施行せず、人種、性、障害に基づく差別が雇用と職業における深刻な問題であり続けた。

ムハマシーンに対する人種と雇用の差別は一つの問題であった。障害者は採用で差別され、職場へのアクセスを制限された（第 6 節を参照）。外国人労働者は組合に加入できるが、役職に選ばれることはできない。

e. 受入れ可能な労働条件

民間部門では最低賃金が定められていなかった。公務員の最低賃金は推定貧困収入レベルより高く、政府機関はそれを実施した。労働法は非公式部門では施行されておらず、労働力の推定 89%が同部門に所属していた。

法律は週間労働時間を最大 48 時間、1 日の労働時間を 8 時間と定めているが、多くの工場や店は 10～12 時間のシフトで営業し、処罰されなかった。政府職員の週労働時間 35 時間は、日曜から木曜まで名目的に 1 日当たり 7 時間であった。法律は超過勤務手当と有給の休日及び休暇を義務付けており、過度の又は強制的な超過勤務を禁じている。

法律は労働安全衛生基準を定めている。それによると、各雇用主は業界に適した安全で健康的な条件を労働者に提供しなければならない。法律は危険な行動環境から離れる労働者の権利を認めており、労働者は、そうした行動を理由にした解雇に対し法廷で異議を申し立ててもよい。安全についての法律は家事使用人、臨時労働者、農業労働者には適用されない。2017 年の労働関連の事故又は死亡者については信頼できる情報が入手できなかった。

政府による労働法の施行は貧弱若しくは不在であった。労働条件は概して悪く、賃金や超過労働の違反がありふれていた。外国人移民労働者と、若者や女性の労働者は、一般に最も搾取的な労働条件の下にいた。